

高福第520号
令和3年8月19日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
岸田 正寿（公印省略）

緊急事態措置の延長に伴う感染防止対策の徹底について

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御尽力いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月17日に国の基本的対処方針が改定され、本県の緊急事態措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されました。これを受け、県といたしましても8月20日から県民や飲食店、商業施設等に対して一層の感染防止対策の協力要請を行います。

高齢者施設・事業所における感染発生については5月以降減少傾向にありましたが、7月下旬から急速に増加しています（別添のとおり）。

また、感染の急拡大によって病床がひっ迫しており、重症化リスクの高い高齢者への感染をできるだけ防止する必要があります。つきましては、下記の事項に御留意の上、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

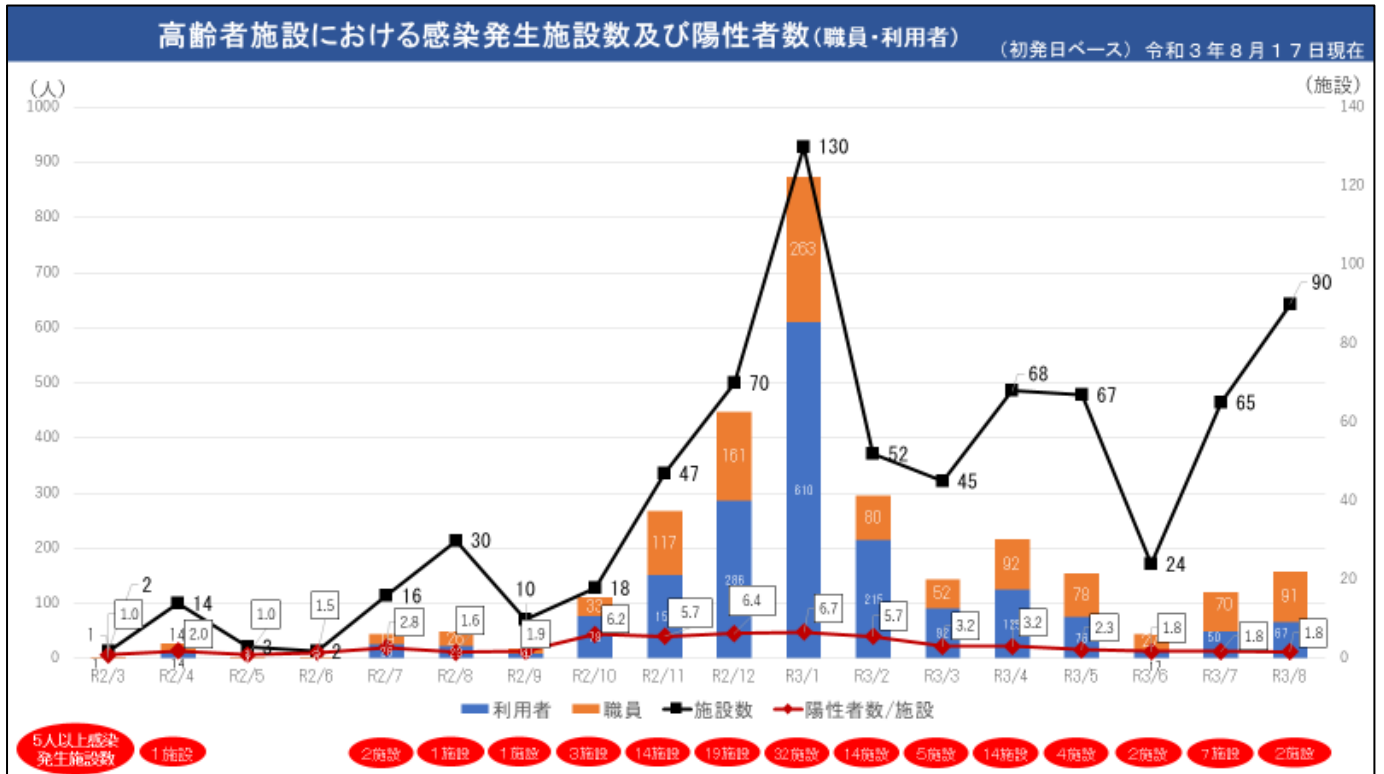
記

- 1 職員や利用者の健康管理、手指消毒やマスク着用などの基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。
- 2 高齢者へのワクチン接種が進み、感染者全体に占める高齢者の割合は低くなっているものの、ワクチンを2回接種後に感染する例も報告されています。ワクチン接種後も感染防止対策を継続してください。
- 3 県ホームページ『さいたま介護ねっと』で新型コロナウイルス感染症の発生状況や国、県の支援制度等を随時、情報提供しています。こまめに御確認いただき、御活用ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/index.html>

担当 施設・事業者指導担当
電話 048-830-3247

(別添)



高齢者施設における日ごとの陽性判明者数(職員・利用者) 令和3年8月18日現在

